

鈴鹿市告示第 1 7 1 号

鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成 6 年鈴鹿市条例第 1 8 号）第 1 3 条の規定に基づき自転車を撤去し、及び保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 撤去した年月日

令和 8 年 7 月 1 3 日

2 撤去し、及び保管した台数並びに整理番号

自転車 6 台

整理番号 別紙のとおり

3 撤去場所及び撤去の理由

鈴鹿市役所駐輪場、長期間放置のため

4 保管場所

鈴鹿市矢橋一丁目 5 9 0 番地（伊勢鉄道鈴鹿駅南高架下）

5 保管期間

告示の日から 6 0 日間

6 返還を受ける方法

（1）返還場所

鈴鹿市総務部管財課

（2）返還日時

月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

（3）返還時に必要なもの

ア 引取通知書（送付された場合に限る）

イ 撤去保管料（自転車） 1, 5 0 0 円／台

ウ 住所及び氏名が確認できるもの

エ 自転車の鍵

保管期間内に引取りがない場合は、鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理

に関する条例第14条第2項及び第3項の規定により処分するので、当該放置自転車等の利用者又は所有者は、保管期間内に引き取ること。

7 連絡先

鈴鹿市総務部管財課

電話059-382-9009

別紙

整理 番号	種類	車体の色	タイヤ サイズ	車体の特徴
1	普通自転車	赤	不明	「Raffinato」と記載あり
2	普通自転車	灰色	27	「COCO」と記載あり
3	普通自転車	水色	26	「fairy」と記載あり
4	普通自転車	シルバー	26	「STARTer」と記載あり
5	普通自転車	シルバー	26	「nacky」と記載あり
6	電気自転車	黒	26	「E-BIKE」「polini」と記載あり